

# 高知県公報

発 行 高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	1

## 告 示

### 高知県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南国
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市篠原字若宮ノ東1170番2地先から 南国市篠原字荒神前1337番1地先まで	230	令和2年4月21日

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和2年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類

- 土佐都市計画公園
- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び土佐市役所